

## 別紙 1

### いちょうの家虐待防止・身体拘束等適正化委員会設置要綱

(令和4年3月8日理事長決裁)

#### (設置)

第1条 この要綱は、いちょうの家における利用者の安全及び人権擁護を目的として、虐待の防止とその適切な対応（以下「虐待防止」という。）及び身体拘束等の適正化（以下「身体拘束等適正化」という。）の推進に関する委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 虐待防止の体制づくりと発生・再発防止に関すること。
- (2) 虐待が起きないための職場環境の確認に関すること。
- (3) 虐待防止の研修会の実施（派遣含む。）、新規採用時の研修の実施に関すること。
- (4) 虐待防止のための指針の作成に関すること。
- (5) 身体拘束に関し、「緊急やむを得ない場合」の検討に関すること。
- (6) 身体拘束等適正化の研修会の開催（派遣含む。）に関すること。
- (7) 身体拘束等の対応マニュアルの作成に関すること。
- (8) その他、虐待防止及び身体拘束等適正化のために必要なこと。

#### (組織、任期)

第3条 委員会は、管理者、サービス管理責任者、生活支援員、職業指導員及び看護師の中から、理事長が指名する委員長（1名）、副委員長（1名）及び委員（若干名）をもって組織する。嘱託医は充職委員とする。

2 委員長は、委員の中で虐待防止担当者及び身体拘束等適正化担当者を選任する。

3 任期は1年とし、再任を妨げない。

#### (会議)

第4条 定例の委員会は、年1回開催する。また虐待事案の発生や身体拘束に関して検討が必要になった場合などは臨時に開催する。

2 委員会は、委員長が招集し、委員会の議長となる。

3 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

#### (秘密保持)

第5条 委員及び委員会に出席した者は、業務上必要な場合を除き委員会で知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

#### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、相談課において行う。

#### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。